

1 平成 24 年経済センサスー活動調査について

○調査の目的

経済センサス - 活動調査は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的として新たに創設された統計調査である。

○調査の時期

平成 24 年 2 月 1 日

○調査の法的根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査として実施している。

○調査の対象

農業・林業・漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業・外国公務に属する事業所、国及び地方公共団体の事業所を除く全ての事業所・企業が対象である。

○調査の方法

調査は「調査員調査」と「郵送調査及びオンライン調査」の 2 種類からなる。

(1) 調査員調査

単独事業所（ただし、(2)における特定の単独事業所を除く。）及び新設事業所については、調査員が調査票の配布・回収を行った。または、調査員が調査票を配布し、市区町村が郵送により回収を行った。

・総務省及び経済産業省 — 都道府県 — 市区町村 — 統計調査員 — 調査事業所

(2) 郵送調査及びオンライン調査

従業者数 30 人未満の複数事業所を有する企業の事業所については市区及び都道府県が、従業者数が 30 人以上の複数事業所を有する企業の事業所については総務省及び経済産業省が、それぞれ本所事業所に対して郵送により調査票の配布・回収を行った。

なお、郵送調査の調査対象事業所のうち希望する事業所に対しては、オンラインにより調査票の回収を行った。

・総務省及び経済産業省 — （都道府県） — （市区） — 調査事業所

2 主な用語の解説

○事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所（1 区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

※出向・派遣従業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が 1 人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されている人のみで経営活動が行われている事業所をいう。

○経営組織

・個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいう。法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれる。

・法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。以下の会社及び会社以外の法人が該当する。

(1). 会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいう。

ここでいう外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法の規定により日本で登記したものをいう。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

(2). 会社以外の法人

法人格を有する団体の内、前述の会社を除く法人をいう。

独立行政法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫などが含まれる。

(3). 法人でない団体

法人格を持たない団体をいう。講演会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

○従業者

平成24年2月1日現在で、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。

一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社等の別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従事者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

○事業所の産業分類

事業所の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として平成23年1年間の収入額又は販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類に基づき分類している。

○単独・本所・支所の別

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所をいう。

・本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所（支社・支店）があつて、それらの全てを統括している事業所をいう。本所の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としている。

・支所（支社・支店）

他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所をいう。上位の事業所の統括を受け一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所としている。

支社、支店のほか、営業所、出張所、工場、従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれる。なお、経営組織が外国の会社は支所とする。

3 集計について

○産業横断的集計

産業横断的集計では、沼津市の全産業分野における事業所について集計している。

○製造業に関する集計

「E－製造業」に格付けされた事業所について、従来の工業統計調査結果と同様の結果表を用いて、以下の全てに該当する製造事業所について集計したものである。

- ・従業員4人以上の事業所であること
- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

※産業横断的集計とは集計対象が異なるため、産業横断的集計の「E 製造業」の事業所数、従業員数とは数値が一致しない。

○卸売業、小売業に関する集計

「I－卸売業、小売業」に格付けられた事業所について、従来の商業統計調査結果と同様の統計表を用いて、以下の全てに該当する商業事業所について集計したものである。

- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・「事業別売上（収入）金額」の「商業」（「卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」及び「小売の商品販売額」を合算したもの。）に金額が有り、かつ産業細分類の格付けに必要な事項の数値が得られた事業所であること

4 利用上の注意

○表中に用いた記号

- 「－」……該当のないもの
- 「0」……単位未満のもの
- 「X」……秘匿した箇所

○秘匿について

国の秘匿基準に準拠し、集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合について秘匿処理を行った。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所についても、秘匿処理を行った。